**平成２２年（フ）第１４６２号**
名古屋市中川区東かの里町402番地　フレーシュ201号
債務者　河野　法子（旧姓立松）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３３３号**
愛知県岡崎市日名南町２番地14
債務者　亀山ツタ子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３７７号**
愛知県岡崎市明大寺町字大坂74番地９　グリーンシティ竜美Ⅰ―101
債務者　竹内　智美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３８７号**
愛知県知立市新林町平草２番地19　シェリールミニC212号
債務者　工藤　卓也
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第６２号**
三重県度会郡玉城町野篠591番地４　エスポア玉城１―D
債務者　小﨑　真緒
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２２年（フ）第６３号**
三重県伊勢市曽祢２丁目９番３号
債務者　森本　文枝
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２２年（フ）第６４号**
三重県伊勢市御薗町長屋1275番地１
債務者　乾　　博夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２２年（フ）第１９９号**
岡山県総社市井手1186番地７
債務者　清水　義治
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２１３号**
岡山県浅口市金光町八重270番地５
債務者　後藤　　修
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２２６号**
岡山県井原市野上町3927番地
債務者　稲葉　万昌
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２３０号**
岡山県倉敷市福田町福田2361番地１
債務者　西山　節子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２０７号**
盛岡市津志田中央２丁目10番７号
債務者　南郷　文男
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第３２８号**
盛岡市名須川町17番21―102号
債務者　瀬川　美保
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７１６号**
埼玉県加須市上高柳167番地
債務者　増田　久子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第２４０号**
愛知県岩倉市新柳町１丁目35番地３　コープ野村岩倉弐番館309号
債務者　佐藤　留美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第３１７号**
岩手県九戸郡軽米町大字晴山第５地割73番地６
債務者　尾田川愛子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第４３９号**
埼玉県上尾市大字上尾村1287番地　センチュリー上尾506、旧住所埼玉県上尾市大字平塚2143番地31
債務者　大須　友和
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係